

北陸自動車道

R 8 新潟管内橋梁補修工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 8 月

東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社
新潟支社 新潟管理事務所

目	次	頁
1. 工事概要		1
2. 適用する共通仕様書		2
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限		2
4. 配置技術者について		2
5. 関連施設その他との関係		2
6. 作業日、作業期間及び作業時間に関する事項		4
7. 工期		5
8. 関連工事に関する事項		6
9. 工程表及び履行報告に関する事項		7
10. 工事用材料に関する事項		7
11. 支給材及び貸与品に関する事項		8
12. 保安に関する事項		8
13. 環境保全に関する事項		11
14. 再生資源及び建設副産物の活用		12
15. 現場環境改善に関する事項		14
16. 快適トイレ		15
17. クマ対策に係る費用		17
18. 業務用プレート等に関する事項		17
19. 工事変更等検討会の設置		18
20. カーボンニュートラル推進工事		18
21. 工事細部に関する事項		19
22. 補足事項		38

添付資料

様式－ 1	工程表
様式－ 2	工事履行報告書
様式－ 3	工事記録情報 完了届
様式－ 4	間接工事費計画書の提出について
様式－ 5	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－ 5（別添）	変更間接工事費計画書
様式－ 6	間接工事費増加費用見積書
様式－ 7	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－ 8－ 1 ～ 2	カーボンニュートラル施工計画書
別添－ 1	危険物等チェックシート①②
別添－ 2	塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト
別添－ 3	実績価格調査票の提出について

1. 工事概要

- 1-1 工事名 北陸自動車道 R8新潟管内橋梁補修工事
- 1-2 道路名 北陸自動車道
日本海東北自動車道
磐越自動車道
- 1-3 工事箇所
- 北陸自動車道
- 自) 新潟県燕市大字佐渡 (三条燕IC)
緯度 37° 39' 10" 経度 138° 56' 20"
至) 新潟県新潟市江南区俵柳 (新潟中央JCT)
緯度 37° 52' 20" 経度 139° 2' 30"
- 日本海東北自動車道
- 自) 新潟県新潟市江南区俵柳 (新潟中央JCT)
緯度 37° 52' 20" 経度 139° 2' 30"
至) 新潟県村上市南新保 (荒川胎内IC)
緯度 38° 7' 10" 経度 139° 24' 50"
- 磐越自動車道
- 自) 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 (津川IC)
緯度 37° 40' 20" 経度 139° 27' 00"
至) 新潟県新潟市江南区太右エ門新田 (新潟中央IC)
緯度 37° 52' 30" 経度 139° 2' 20"
- 1-4 施工内容
- | | |
|------------|-------|
| 表面保護工 | 151㎡ |
| コンクリートはつり工 | 146㎡ |
| 断面修復工 | 146㎡ |
| 鋼部材補修工 | 204kg |
| 伸縮装置補修工 | 1箇所 |

1-5 コリنزへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-53「コリنزへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

- ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事
- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者について

4-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

北陸自動車道 三条燕ICから新潟中央JCT
日本海東北自動車道 新潟中央JCTから荒川胎内IC
磐越自動車道 津川ICから新潟中央IC
上記を通過する市町村

5. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）道路・鉄道関係

位 置	路線名	管理者名	摘要
荒井川橋A1-P1	農道	西蒲原土地改良区	交差
漆山橋A1-A2	主要地方道 長岡栃尾巻線	新潟市西蒲区	交差
国見橋P1-A2	国道 460号線	新潟市西蒲区	交差
	巻潟東IC 雪氷Uターン路	新潟市西蒲区	交差
新津高架橋P1-P2	市道 新津2-620号線	新潟市秋葉区	交差

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
北陸自動車道 新潟西IC～新潟亀田IC 農道（荒井川橋A1-P1） 主要地方道 長岡栃尾巻線 国道 460号線 市道 新津2-620号線	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 新潟県燕警察署 新潟県西蒲警察署 新潟県西蒲警察署 新潟県秋葉警察署	

なお、高速道路交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。一般道規制については、受注者が管理者と協議を行うものとする。

(3) 河川・水路関係

位 置	河川・水路名	管理者名	摘 要
漆山橋	八ヶ江用水路	西蒲原土地改良区	普通河川

(4) 電力、通信施設関係

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
荒井川橋 上り線	メタル通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設
漆山橋 上り線	電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設
漆山橋 下り線	光通信ケーブル	KDDI（株） NEXCO東日本	添架
	メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設
	送電線・配電線	東北電力（株）	架空線
	通信線	NTT東日本（株）	架空線
国見橋 上り線	光通信ケーブル	KDDI（株） NEXCO東日本	添架
国見橋 下り線	メタル通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設
新津高架橋 上り線	光通信・メタル通信・電源ケーブル	KDDI（株） NEXCO東日本	埋設
新津高架橋 下り線	空	NEXCO東日本	埋設

電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。

記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

6. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項

6-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上及び一般道の交通規制を伴う作業を行ってはならない。また、新潟市の定める「新潟市路上工事抑制カレンダー」に示す期間は原則として、交差する一般道上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～令和9年5月上旬 令和10年4月下旬～令和10年5月上旬 （ゴールデンウィーク）	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事
令和9年8月上旬～令和9年8月下旬 令和10年8月上旬～令和10年8月下旬 （夏季混雑期）		
令和9年11月15日～令和10年4月15日 （雪氷対策期間）		
令和9年12月15日～令和10年2月28日 （冬季規制期間）	漆山橋A1-A2 国見橋P1-P2	一般国道、県道、 幹線市道の交通規制を伴う工事

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

6-2 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	予定時期	規制可能時間帯	摘要
主要地方道 長岡栃尾巻線 国道 460号線	工事期間中	終日	コンクリートはつり工 断面修復工

(2) 通行止め

道路名	時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
農道（荒井川橋A1-P1）	工事期間中	—	終日	鋼部材補修工 伸縮装置補修工
市道 新津2-620号線		—		コンクリートはつり工 断面修復工

7. 工期

7-1 工期

本工事は、共通仕様書 1-1-2 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

7-2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

8. 関連工事に関する事項

8-1 第三者が施工する他の工事

契約書第2条に規定するNEXCO東日本の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者等名
磐越自動車道 谷花橋 支承取替工事	工事区間の重複	令和6年10月2日～ 令和11年9月5日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	ショーボンド建設(株) 北陸支店
北陸自動車道 中之口 川橋床版取替工事	工事区間の重複	令和4年11月10日～ 令和10年8月9日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)大林組・(株)竹中土木特定JV
北陸自動車道 R8新潟 管内舗装補修工事	工事区間の重複	未定	NEXCO東日本 新潟管理事務所	未定
令和9年度 保全工事業務等	工事区間の重複	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
令和10年度 保全工事業務等	工事区間の重複	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
令和9年度 保全点検業務等	工事区間の重複	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
令和10年度 保全点検業務等	工事区間の重複	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
令和9年度 保全点検業務等	工事区間の重複	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
令和10年度 保全点検業務等	工事区間の重複	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	NEXCO東日本 新潟管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に新潟管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整することとする。

9. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表（様式-1）

- 1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に毎月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
コンクリートはつり工	コンクリートはつり工
断面修復工	断面修復工、表面保護工、コンクリート表面処理工、はく落防止対策工
鋼部材補修工	鋼部材補修工
伸縮装置補修工	伸縮装置補修工
雑 工	上記以外

(2) 共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する履行報告（様式-2）

履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

10. 工事用材料に関する事項

10-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法（以下「WJ」という。）に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税込み）
三条燕 I C 内プラザ	1 7 5 円/m ³
新潟亀田 I C 内プラザ	2 8 6 円/m ³
安田 I C 内プラザ	3 5 9 円/m ³
新津 I C 内プラザ	2 7 1 円/m ³

上表に示す単価は R 7 年度時点の単価であり、変更する場合がある。

1 1. 支給材及び貸与品に関する事項

1 1-1 支給材料

共通仕様書 1-2-4-1 「支給材料及び貸与品」に規定する支給材料は、下表のとおりとする。
監督員の指示により材料の引渡し場所を変更する場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡時期	引渡場所
ケーブル制振装置	オイルダンパー	2 基	令和 9 年 5 月	新潟管理事務所

1 1-2 貸与品

契約書第 15 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所及び引渡時期	貸与期間
標識車	2 t（車載式標識搭載）	1 台	新潟管理事務所 工事開始時	交通規制の 設置期間中
交通規制標識類	ラバーコーン ロボット誘導員 矢印板・規制標識	1 式		

1 2. 保安に関する事項

1 2-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会）

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)・2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 2 - 2 工事用車両の運行速度

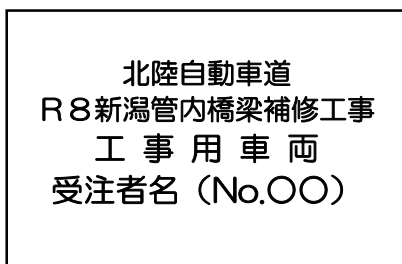
一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 2 - 3 工事用車両の区別

共通仕様書1-25-2(2)「交通安全」に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとするほか、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は黄色回転灯を備えたものとする。なお、受注者は、監督員が標示板の標示内容の変更を指示した場合、その指示に従わなければならない。

また、標示板は受注者の責任において適切に管理するものとし、各工事用車両の使用が完了した場合は、その都度速やかに処分するものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

車両区分	サイズ	
	車両前	車両後
乗用車	A 4 サイズ	A 4 サイズ
トラック	A 4 サイズ	縦300mm×横900mm

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

〇〇：受注者車両の通し番号

1 2 - 4 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 2 - 5 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 2 - 6 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 2 - 6 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 2 - 6 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 2 - 6 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- （1）光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- （2）本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種別	所有者	条件等	貸与する資料
光通信ケーブル	KDD I（株） NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面
メタル通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設	管理用図面
電源ケーブル			

1 2－7 送配電線等上空施設損傷事故の防止対策

受注者は、一般道に位置する送配電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、「送配電線等上空施設損傷事故防止の手引き「V e r . 4」（令和6年11月）」に基づき万全の措置を講じなければならない。また、送配電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業又は通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。

1 2－8 現場資材の管理徹底

受注者は、工事現場における使用資材及び現場保管資材等の管理強化に努めなければならない。なお、本特記仕様書1 2－4により設置する工事案内看板、標識、バリケード、保安灯等の現場保安資材の管理についても万全の措置を講じなければならない。

1 2－9 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 2－1 0 保安に関する費用

本特記仕様書1 2. に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当する物はその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書1 2－1「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 3. 環境保全に関する事項

1 3－1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 3－2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1 3－3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施に当たり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 3－4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 3-5 石綿に関する対応

大気汚染防止法 18 条の 15 に基づく事前調査が必要となる場合は、調査方案書を作成し、監督員の確認を得た上で調査を実施しなければならない。また、事前調査の結果、石綿含有が確認された場合は、石綿除去作業の追加を監督員から指示する場合がある。

なお、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 3-6 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 4. 再生資源及び建設副産物の活用

1 4-1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	各施工箇所 (コンクリートはつり工)	約 8 m ³	再資源化施設
建設汚泥	各施工箇所 (コンクリートはつり工)	—	—
汚泥 (廃塗膜、研削廃材)	荒井川橋	約 1 3 9 kg	中間処理・最終処分
廃プラスチック (廃棄資材)		約 2 0 kg	中間処理・最終処分
廃プラスチック (非排水装置)		—	—
廃プラスチック (排水管)	国見橋	約 3 4 kg	中間処理・最終処分
廃油	ときめき橋	約 0. 2 kg	中間処理・最終処分
金属くず		約 1 kg	

(2) 再資源化(中間処理)をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	三燕生コン(株) 岩室工場	新潟市西蒲区 和納字三田4110	受入時間：8:00～16:30 時間外：否 休日：土曜、日曜、祝日 Co・二次製品：50cm以下

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊	(株)セキヤ 県央エコプラント	燕市 吉田鴻巣1568	受入時間：8:00～11:30 13:00～16:30 時間外：否 休日：土曜、日曜、祝日 Co・二次製品：ダンプに載る範囲内
	大林道路(株) 阿賀野アスファルト 混合所	阿賀野市 分田内原村1093	受入時間：8:00～17:00 時間外：否 休日：土曜、日曜、祝日 As・Co：30cm以下
汚泥 (廃塗膜) ※ 1	青木環境事業(株)	新潟市北区 島見町3268-15	受入時間：8:30～16:30 休日：第2・4・5土曜、日曜、祝日 フレコン及びペール缶での受入れ (廃塗膜は内袋に要格納)
廃プラスチック (廃棄資材) ※ 1			
汚泥 (研削廃材)			
廃プラスチック (排水管)	(株)ニッケン	新潟市西蒲区 東小吉659	受入時間：8:00～17:00 時間外：否 休日：日曜、祝日 セミトレーラー以外での持ち込み
廃油 ※ 2	(株) パンオイルサ ービス	新潟市北区 島見町2360-1	受入時間：9:00～17:00 時間外：否 休日：土曜、日曜、祝日 未分解での受入れ可
金属くず			

※ 1 判定基準を超える有害物質（鉛）を含有又は付着したものを想定

※ 2 P C B 含有無し

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥、廃プラスチック（非排水装置）の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 4 - 2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥、廃プラスチック（非排水装置）の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書 14-1 (3) により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

コンクリートはつり工に用いるウォータージェット工法により発生した汚濁水の PH・濁度等の薬剤等による調整処理と、一時貯留するための調整槽設備及び、調整槽底部に沈殿堆積した汚泥の運搬・廃棄処理に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

15. 現場環境改善に関する事項

15-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業の PR 用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書 20 に示すカーボンニュートラル推進工事の取組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実	発注者の設計にて必要とする昇降足場は、割掛項目として設定するものとする。
現場環境改善 （営繕関係）	現場休憩所の充実 （交通誘導警備員待機室を含む）	熱中症対策を目的として設置する設備等の費用は、本特記仕様書 15-2「熱中症予防に係る対策費用」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識等安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地域連携	社会貢献、地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

1 5 - 2 熱中症予防に係る対策費用

1 5 - 2 - 1 定義

熱中症予防に係る費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

1 5 - 2 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表―1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表―1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表―1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

1 5 - 2 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

1 5 - 2 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

1 6. 快適トイレ

1 6 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

1 6 - 2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式(洋風)便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
	(13) 擬音装置(機能を含む)
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

16-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

16-4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

17. クマ対策に係る費用

17-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

17-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

17-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ①クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

18. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC対応）等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC対応）等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
北陸自動車道 日本海東北自動車道	新潟西IC～新潟亀田IC	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

19. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

20. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

20-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-8-2）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

20-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-8-1）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

20-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

20-4 加點評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「20-1」及び「20-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「20-3」に示す加點評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「20-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

20-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

20-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

21. 工事細部に関する事項

21-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書」に以下のとおり追加する。また、監督員が工事着手前安全検討会を開催する場合は、その指示に従うものとする。

- (16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- (17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策
- (18) コンクリートはつり工飛散防止対策

21-2 立入防止柵撤去設置工

21-2-1 種別

共通仕様書15-9-2に下記を追加する。

立入防止柵撤去設置工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	基礎区分
一般型積雪地用A	コンクリート基礎（L=500）

21-2-2 施工

- (1) 支柱はコンクリート基礎を含めて撤去するものとし、撤去設置に当たっては、地下埋設物、既設構造物等に悪影響を及ぼさないよう、細心の注意をもって行わなければならない。
- (2) 受注者の過失により損傷を与えた場合には、受注者の責任において補修を行わなければならない。

- (3) 撤去材は、対象橋梁下に仮置きするものとする。保管に当たっては、風雨等による劣化及び損傷が発生しないよう保管しなければならない。
- (4) 設置にあたっては、基礎部の周囲は地表面まで埋戻し、十分締固めて仕上げなければならない。
- (5) 撤去した立入防止柵の損傷が著しく、再設置できないと監督員が判断した場合は新規材料への変更を別途指示する。これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1 - 2 - 6 支払

共通仕様書 1 5 - 9 - 5 に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15 - (11)	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用 A	m

2 1 - 3 コンクリート表面処理工

2 1 - 3 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 4 に下記を追加する。

コンクリート表面処理工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	足場
A	狭隘な箇所をディスクサンダーにてコンクリート表面処理を行うもの	固定足場

2 1 - 3 - 2 施工

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 4 (2) によらず下記とおりにする。

- (1) コンクリート表面処理の施工は、既設構造物や第三者に被害を与えないよう慎重に行うものとする。

2 1 - 3 - 3 支払

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 4 (4) に下記を追加する。

コンクリート表面処理工 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うディスクサンダーによる表面処理等コンクリート表面処理工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17 - (30)	コンクリート表面処理工 A	m ²

2 1 - 4 はく落防止対策工

2 1 - 4 - 1 材料

共通仕様書 1 7 - 1 1 - 4 (1) に下記を追加する。

はく落防止対策工に使用する仕上げ材の塗色は P N 7 5 とする。((社) 日本塗料工業会 2 0 2 4 年度 P 版塗料用標準色見本帳)

2 1 - 5 表面保護工

2 1 - 5 - 1 材料

共通仕様書 1 7 - 1 2 - 2 (1) に下記を追加する。

コンクリート表面被覆工に使用する仕上げ材の塗色は P N 7 5 とする。((社) 日本塗料工業会 2 0 2 4 年度 P 版塗料用標準色見本帳)

2 1 - 6 検査路撤去再設置工

2 1 - 6 - 1 種別

検査路撤去再設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	荒井川橋の下部工検査路の撤去及び再設置を行うもの
B	漆山橋の下部工検査路の撤去及び再設置を行うもの
C	国見橋の昇降はしごの撤去及び再設置を行うもの

2 1 - 6 - 2 施工

- (1) 撤去設置に当たり既設材等を損傷しないよう正確かつ慎重に行うものとする。受注者の過失により損傷を与えた場合には、受注者の責任において補修を行わなければならない。
- (2) 撤去材は、対象橋梁下に仮置きするものとする。なお、漆山橋の撤去材については、国見橋 A 1 - P 1 に仮置きするものとする。また、保管に当たっては、風雨等による劣化及び損傷が発生しないよう保管しなければならない。
- (3) 撤去材の損傷が著しく、再利用できないと監督員が判断した場合は新規材料への変更を別途指示する。これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 1 - 6 - 3 数量の検測

共通仕様書 1 7 - 7 - 3 によらず、下記のとおりとする。

検査路撤去再設置工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

2 1 - 6 - 4 支払

共通仕様書 1 7 - 7 - 4 によらず、下記のとおりとする。

検査路撤去再設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設検査路及び昇降はしごの撤去、撤去材の積込、運搬、設置等検査路撤去再設置工の施工に要する材料、労

力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17－ (37)	検査路撤去再設置工	
	A	箇所
	B	箇所
	C	箇所

2 1－7 交通規制工

2 1－7－1 種別

共通仕様書 1 9－3－2 に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の工事内容	規制時間
車線規制	北陸自動車道 上り線 新潟西 I C～新潟亀田 I C (1 5 千台/日未満)	ケーブル制振装置取替工 A	10:00～17:00 (11:00～ 15:00)

① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。

② 上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置時間（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③ () 内の時間は、交通規制内における施工可能時間を示す。

なお、受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1－7－2 施工

(1) 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

2 1－7－3 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

2 1－7－4 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とが協議し定めるものとする。

2 1－7－5 交通規制実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書 1 9－3－3 に規定する交通規制工実施報告書を実施月に作成し、翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

2 1－8 交通保安要員

2 1－8－1 種別

(1) 共通仕様書 1 9－4－2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間	配置人数	休憩時間における 交替要員の計上
交通誘導警備員 B 1	9:00～17:00	2 人	有
交通誘導警備員 B 2	9:00～17:00	3 人	有

上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、交替要員計上については、積算上の条件明示であり、交替要員の配置を指定するものではない。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所		配置人数	休憩時間 における 交替要員	配置期間
交通誘導警備員 B 1	荒井川橋A1 漆山橋A2 国見橋P1、P2 新津高架橋P1-P2	各橋梁の交差道路	2 人	1 人	交通規制 実施の都 度
	漆山橋A1（歩道）	主要地方道 長岡栃尾巻線			施工実施 の都度
交通誘導警備員 B 2	漆山橋A1（車道）	主要地方道 長岡栃尾巻線	3 人	1 人	交通規制 実施の都 度

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1－8－2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

2 1－8－3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書 1 9－4－3 に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

2 1－8－4 支払

共通仕様書 1 9－4－5 に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19- (2)	交通安全要員	
	交通誘導警備員 B 1	人・日
	交通誘導警備員 B 2	人・日

2 1 - 9 コンクリートはつり工

2 1 - 9 - 1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設コンクリート面をW Jにてはつり取るものをいう。

2 1 - 9 - 2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	足場
A 1 (t = ○ c m)	設計図書に示す橋梁の一般部においてW Jにより○ c mはつり取る作業を行うもの。	固定足場
A 2 (t = ○ c m)	設計図書に示す橋梁の狭小部においてW Jにより○ c mはつり取る作業を行うもの。	固定足場

※種別および区分内容に記載する「○」は、はつり深さ (c m) を示す。

※狭小部の範囲は設計図書に従うものとする。

2 1 - 9 - 3 施工

(1) コンクリートはつり工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ- 3 - 1 - 2に基づき行うものとし、既設構造物や第三者被害を与えないよう慎重に行うものとする。

(2) 著しい鉄筋の断面欠損を発見した場合は速やかに監督員に報告するものとし、補修方法及び補修に要する費用について受注者と監督員で別途協議するものとする。

2 1 - 9 - 4 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

2 1 - 9 - 5 支払

コンクリートはつり工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工機械の運搬・設置・撤去、カッター工、清水の調達、コンクリート面はつり処理、コンクリート塊の回収、はつりに伴う養生、コンクリート塊の集積運搬処分等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特- (1)	コンクリートはつり工	
	A 1 (t = ○ c m)	m ²
	A 2 (t = ○ c m)	m ²

2 1 - 1 0 断面修復工

2 1 - 1 0 - 1 定義

断面修復工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3「断面修復」に基づき、本特記仕様書2 1 - 9に従ってはつり取った箇所を吹付け工法により断面修復材にて修復することをいう。

2 1 - 1 0 - 2 種別

断面修復工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	亜硝酸の有無	足場
A 1 a (t = ○ c m)	設計図書に示す橋梁の一般部において断面修復材を○ c mの厚みで吹付けるもの（鉄筋防錆剤有）	有	固定足場
A 1 b (t = ○ c m)	設計図書に示す橋梁の一般部において断面修復材を○ c mの厚みで吹付けるもの（鉄筋防錆剤有）	無	固定足場
A 2 a (t = ○ c m)	設計図書に示す橋梁の狭小部において断面修復材を○ c mの厚みで吹付けるもの（鉄筋防錆剤有）	有	固定足場

※「亜硝酸の有無」が有の場合は、施工の一層目は亜硝酸リチウム4 0 %水溶液（原液換算で5 5 k g / m³）を配合した断面修復材を1 c m以上の厚みで施工するものとする。

※種別および区分内容に記載する「○」は、施工厚さ（c m）を示す。

※狭小部の範囲は設計図書に従うものとする。

2 1 - 1 0 - 3 材料

断面修復材に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-4及びⅢ-3-3-5により確認された材料とし、亜硝酸リチウム配合後もこの規格を満足しなければならない。また、亜硝酸リチウムの規格は「設計要領」第二集 橋梁保全編4章 4-3 表4-4-2によるものとし、鉄筋防錆に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-3の規定によるものとする。

2 1 - 1 0 - 4 施工

断面修復工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-6の規定に従わなければならない。

2 1 - 1 0 - 5 数量の検測

断面修復工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

2 1 - 1 0 - 6 支払

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋のケレン・防錆材の塗布、プライマー塗布、吹付け工法による断面修復、表面仕上げ、養生等断面修復工の施

工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (2)	断面修復工	
	A 1 a (t = ○ c m)	m ²
	A 1 b (t = ○ c m)	m ²
	A 2 a (t = ○ c m)	m ²

2 1 - 1 1 水切り工

2 1 - 1 1 - 1 定義

水切り工とは、設計図書及び監督員の指示に従って床版張出下面等、構造物に影響する外部からの流入水を適切に処理することをいう。

2 1 - 1 1 - 2 種別

水切り工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	足場
A	凸型の水切り (3 c m の面木) を設置するもの	固定足場

2 1 - 1 1 - 3 材料

凸型の水切りに使用する材料は軽量のプラスチック製及びゴム製等、接着剤は樹脂系のものとし、使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。

2 1 - 1 1 - 4 施工

水切りの設置は、ほこり、油脂を取り除き、浮き等がないよう確実に設置するものとする。

2 1 - 1 1 - 5 数量の検測

水切り工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

2 1 - 1 1 - 6 支払

水切り工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う設置面の清掃、水切りの設置等水切り工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	水切り工	
	A	m

2 1 - 1 2 排水管撤去設置工

2 1 - 1 2 - 1 定義

排水管撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設排水装置を撤去し、新しい材料により更新若しくは撤去した材料を再設置することをいう。

2 1 - 1 2 - 2 種別

排水管撤去設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	漆山橋、新津高架橋の排水管及び排水管取付金具や継手等の撤去及び再設置を行うもの
B	国見橋の排水管及び排水管取付金具や継手等の撤去及び再設置、新規材料の設置、一部処分を行うもの

2 1 - 1 2 - 3 材料及び防錆

排水管撤去設置工の新規材料は、共通仕様書 1 1 - 5 - 3 を適用するものとし、防錆については、共通仕様書 1 1 - 5 - 5 を適用する。また、新品の取付金具のボルト、ナットまたは座金等はゆるみ止め機能を有するものを使用し、構造物施工管理要領Ⅱ-5-10によるものとする。既設アンカーボルトの切断面の防錆は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2鉄筋の防錆の要求性能

(1) 及び (2) を満足するものを適用し処理を行うものとし、防錆処理の施工は既設アンカーボルト切断後速やかに行うものとする。撤去後の材料を復旧に使用する場合は、監督員の確認を受けたものを使用するものとする。

2 1 - 1 2 - 4 施工

- (1) 撤去設置に当たり既設材料等に損傷しないよう正確かつ慎重に行うもの。なお本工事において受注者の過失により損傷を与えた場合には、受注者の責任において補修を行うものとする。
- (2) 既設材料撤去後はビニールホース等で仮排水処理を行うものとする。撤去材は、対象橋梁下に仮置きするものとし、保管に当たっては、風雨等による劣化及び損傷が発生しないよう保管しなければならない。
- (3) 撤去後の材料で腐食や損傷等が著しく再利用できないと監督員が判断した場合は、新規材料への変更を別途指示する。これらに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (4) あと施工アンカーの施工は「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2に従って行うものとする。

2 1 - 1 2 - 5 発生材の処理

排水管撤去設置工の有価処分となる発生材の処理については工事内処分とし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 1 - 1 2 - 6 数量の検測

排水管撤去設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 1 - 1 2 - 7 支払

排水管撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設アンカーボルトの切断、既設排水管及び取付金具の撤去、廃材処理に関する積込、運搬、廃材処理、仮排水処理、鉄筋位置調査、新規材料の製作、防錆、設置等排水管撤去設置工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (4)	排水管撤去設置工	
	A	箇所
	B	箇所

2 1 - 1 3 鋼部材補修工

2 1 - 1 3 - 1 定義

鋼部材補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って鋼部材の腐食減厚箇所等についての補修を行い、新たに塗装することをいう。

2 1 - 1 3 - 2 種別

鋼部材補修工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	湿潤化による塗膜の除去、素地調整作業、一部切断を行った後、鋼部材の腐食減厚箇所に接着剤を塗布し、当て板による補修を行い現場塗装するもの

2 1 - 1 3 - 3 塗装部位

塗装系	種 別	区 分 内 容
c - 3	一般部	主桁（下フランジ、ウェブ）、小口
g - 3	特殊部	添接板（当て板）、高力ボルト
c - 3	増し塗り部	桁端部から第一補剛材までの全面、主桁下フランジ（上面・下面・小口）、下フランジと接するウェブ部分の立ち上がり 1 0 c m

2 1 - 1 3 - 4 塗膜の除去

既存塗膜については塗膜成分調査を実施しており、調査の結果、構造物施工管理要領Ⅲ-2-1-3（1）1）に示す作業環境評価基準以上の有害物質（鉛）が含有されていることを確認している。

そのため受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け 厚生労働省労働基準局通達）」及び「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和4年5月18日付け 厚生労働省労働基準局通達）」（以下「厚労省通達」という。）に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

2 1 - 1 3 - 5 施工計画書

受注者は、共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書」によるほか、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ - 2 - 1 に基づくとともに土木研究所資料「土木構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第 2 版、平成 2 9 年 3 月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、塗膜除去作業に先立ち、次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督署への確認を行い、塗膜除去作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなし等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1) 計画工程表

2) 安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所における明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状況把握の体制構築
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
- ・作業中止の措置

3) 塗装の除去方法及び主要材料

- ・使用する塗膜剥離剤の製品名
- ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
- ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
- ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
- ・塗膜くずの搬出及びその頻度
- ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の遵守
- ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防炎性能

4) 使用する剥離剤の危険物該当の有無

- ・土木研究所資料「土木構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第 2 版」の品質基準との適合
- ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類

5) 安全設備・装備

- ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
- ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
- ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
- ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
- ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電

盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備

6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）

- ・危険物等チェックシート（別添－１）の作成及び管理

7) 火災発生時等の脱出・避難

- ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
- ・誘導灯の配置計画

8) 作業従事者への教育・訓練

9) 施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－２）

2 1－1 3－6 作業主任者の配置

関係法令等に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

2 1－1 3－7 材料

鋼部材補修工に用いる接着剤は下記の規格に適合するものとする。

項目	規格値	試験方法
引張せん断強度	9. 8 N/mm ² 以上	J I S K 6 8 5 0
圧縮弾性係数	1 5 0 0 N/mm ² 以上	J I S K 7 1 8 1
ガラス転移点温度	7 0℃以上	J I S K 7 1 2 1

鋼部材補修工施工後に行うシーリング材は、J I S A 5 7 5 8に適合するもので、シリコン系の材料を標準とする。

塗替塗装は共通仕様書 1 7－4－2 材料によるものとし、下記を追加する。

- (3) 塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、「ガイドライン（案）」付属資料 1 「土木鋼構造物用塗膜剥離剤及びこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1 回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐性・防食性は除くものとする。

(4) 上塗塗装の塗色

上塗塗装の塗色は下表のとおりとする。

橋名	上塗塗装の塗色
荒井川橋（下り線）	P 2 5－8 5 A (淡色)

共通仕様書 1 7－4－2（２）に規定する上塗塗装の塗色は、（社）日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2 0 2 4 年版）による。

2 1－1 3－8 施工

- (1) 鋼部材補修工の施工は、湿潤化による塗膜の除去、廃塗膜の処分、素地調整部の清掃、一部補修切断を行った後、既設部材と当て板部材にボルトやタップネジの孔明を行い、エポキシ樹脂接着剤を塗布後、当て板部材を設置し高力ボルトで本締めを行う。このとき腐食

減厚した凹部を先行して締め付けると当て板部材が変形する可能性があるため、変形することのないような順序で締め付けを行わなければならない。高力ボルトの本締めは、共通仕様書 10-9-2 によるものとする。当て板部材設置後、設計図書に従い塗装及びシリコーン樹脂シールの施工を行い、高力ボルト部には塩化ビニル製のボルトキャップを設置するもの。ボルトキャップの設置はキャップ内部及びつば部に十分な充填剤を塗布し、密閉性・接着性を確保すること。

塗替塗装は共通仕様書 17-4-3 施工によるものとし、下記を追加する。

(5) 塗装されている塗料

既存塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去 及び素地調整
	塗装系	履歴		
荒井川橋	不明	新設時	不明	塗膜剥離剤による除去後乾式ブラストによる素地調整
	不明	再塗装 1 回目	不明	
	不明	再塗装 2 回目	長油系フタル酸樹脂	
	不明	再塗装 3 回目	長油系フタル酸樹脂	
	i-1	再塗装 4 回目	長油系フタル酸樹脂	

一般部の塗膜剥離剤塗布・塗膜除去の標準使用量及び回数は塗膜剥離剤 0.5 kg/m²を 2 回、特殊部の回数は 0.5 kg/m²を 3 回施工することを想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者との協議するものとする。

(6) 素地調整

素地調整種別は下表のとおりとする。

橋名	素地調整の種別	摘要
荒井川橋	1 種	
	4 種	

受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行う乾式ブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。

(7) 増し塗り塗装

増し塗り塗装とは最終下塗りを 1 層増し塗りすることをいう。

施工は構造物施工管理要領Ⅲ-2-1 の関連する規定に従い行うものとする。

(8) 安全対策

施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1-3の規定に従わなければならない。また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮して行わなければならない。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去作業

塗膜剥離剤による塗膜除去作業にあつては、次の対策を実施する。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは速やかに集積し、足場内に保管する場合は小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱いに上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、「ガイドライン（案）」の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などにより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についても土「ガイドライン（案）」に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保や昇降口以外に非常時の出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、確認にあたっては施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現場を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで

確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 1 0) 塗膜除去の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。
また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 1 1) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添－１）を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請があった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 1 2) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。
- 1 3) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用すること。
- 1 4) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴等）を使用すること。
- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 1 7) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
- 1 8) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。
- 1 9) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。
- 2 0) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
- 2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスクまたは防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。
- 2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守すること。

（１０）安全衛生保護具

安全衛生保護具は、次表のとおりとし、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

項目名称	数量	摘要
呼吸用保護具本体（送気装置を含む）	3 個	エアラインマスク（関連する装置一式） 世話役 1 人、塗装工 2 人（計 3 人）
化学防護服	3 6 着	3 人×4 着/人日×3 日
防護手袋	3 6 双	3 人×4 双/人日×3 日
化学防護長靴（シューズカバー）	3 6 足	3 人×4 足/人日×3 日

2 1 - 1 3 - 9 数量の検測

鋼部材補修工の数量の検測は、当て板等の設計数量（kg）で行うものとする。

2 1 - 1 3 - 1 0 支払

鋼部材補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う当て板の製作、湿潤化による塗膜の除去、素地調整、素地調整部の清掃、ボルトやタップネジの孔明、エポキシ樹脂接着剤塗布、当て板設置、高力ボルトの本締め、ボルトキャップ設置、現場塗装等鋼部材補修工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（5）	鋼部材補修工	
	A	kg

2 1 - 1 4 廃棄物処分

2 1 - 1 4 - 1 定義

廃棄物処分とは、塗膜剥離剤を使用して既存塗膜を除去した際に発生する廃塗膜（塗膜剥離剤及び塗膜かす）、1 種素地調整により発生する研削廃材（研削材及びケレンかす）及び塗膜除去の作業に伴い発生する廃棄資材（剥離剤用養生シート・安全衛生保護具）について、関係法令に従って適切に処理することをいう。

2 1 - 1 4 - 2 廃棄物の処理

塗膜剥離剤を使用した既存塗膜の除去及び1 種素地調整により発生する廃棄物の種別は以下のとおりとし、処理については、本特記仕様書 1 4 - 1 「建設副産物の活用等」によるものとする。

種別	単位当り数量	合計数量	備考
廃塗膜	1 kg/m ²	3. 5 kg	特別産業廃棄物を想定
研削廃材	3 9 kg/m ²	1 3 5. 6 kg	産業廃棄物を想定
廃棄資材	1 0 0 kg/m ³	2 0. 2 kg	特別産業廃棄物を想定

なお、塗膜除去後の廃塗膜及び研削廃材、廃棄資材の処分においては、鉛等の含有量・溶出量により処理・処分方法が異なることから、処分前に廃塗膜及び研削廃材、廃棄資材の成分調査

（鉛等の含有量・溶出量の試験）を行い、関係法令に従って適切に処理するものとする。成分調査に関わる費用については監督員と受注者との協議し定めることとする。

また、既存塗膜にP C Bが含有することが確認された場合は、監督員に報告の上、各都道府県の環境部局に確認を行い、処理方法及びこれに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 1 - 1 4 - 3 数量の検測

廃棄物処分となる廃塗膜、研削材及び廃棄資材の数量の検測は、検量票を作成、監督員に提出し、承認された数量（kg）とする。

2 1 - 1 4 - 4 支払

廃棄物処分の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う廃塗膜、研削廃材及び廃棄資材の積込、処分場への運搬、処分等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（6）	廃棄物処分	
	廃塗膜	kg
	研削廃材	kg
	廃棄資材	kg

2 1 - 1 5 伸縮装置補修工

2 1 - 1 5 - 1 定義

伸縮装置補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、伸縮装置からの漏水を防ぐため止水材による非排水化を行うことをいう。

2 1 - 1 5 - 2 種別

伸縮装置補修工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	荒井川橋の橋梁伸縮装置の遊間部にある既設排水樋及び非排水装置、排水管を撤去し、新規に止水材及び止水ゴムパッキン、排水パイプを設置するもの

2 1 - 1 5 - 3 材料

伸縮装置補修工に用いる止水材は、『N E X C O試験法第4編 構造関係試験方法』のうち、試験法4 3 8 - 2 0 1 1「伸縮装置の止水性能試験方法」に適合するものとし、使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。また止水ゴムパッキンも同様に使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。

21-15-4 施工

- (1) 既設排水樋及び非排水装置等を撤去し、伸縮装置ウェブ面の下地処理（ケレン、清掃）を行い、支持金具の溶接を行う。その後伸縮装置ウェブ面、止水材にプライマーを塗布、伸縮装置ウェブ面に接着剤塗布、止水材の設置、止水材の下面両端部をシーリングするものとする。
- (2) 経年劣化で止水材の接着部が切れ漏水した場合に備え、2次排水として支持金具を取り付け、止水ゴムを設置するものとする。
- (3) 施工の際には、フェイスプレートの遊間を下面から閉塞するなどし、本線通行車両への影響が生じない措置を取るものとする。

21-15-5 発生材の処理

伸縮装置補修工の有価処分となる発生材の処理については工事内処分とし、これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

21-15-6 数量の検測

伸縮装置補修工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

21-15-7 支払

伸縮装置補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う止水材、止水ゴム製作、運搬、既設排水樋及び非排水装置等の撤去、清掃、プライマー塗布、接着剤塗布、支持金具の設置、止水材の設置、止水ゴムの設置、排水パイプの設置、固定金具の設置等伸縮装置補修工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (7)	伸縮装置補修工	
	A	箇所

21-16 ケーブル制振装置取替工

21-16-1 定義

ケーブル制振装置取替工とは、監督員の指示に従って既設のケーブル制振装置の取替を行うことをいう。

21-16-2 種別

ケーブル制振装置取替工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
A	ときめき橋の既設ケーブル制振装置を取り外し、支給品の新規ケーブル制振装置に取替えるもの

2 1 - 1 6 - 3 施工

- (1) ケーブル制振装置を固定しているフレームのボルト固定を外し、制振装置を取り外した後
に新規制振装置の取替作業を行うもの。

2 1 - 1 6 - 4 数量の検測

ケーブル制振装置取替工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 1 - 1 6 - 5 支払

ケーブル制振装置取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの
契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う制振装置
の取り外し、新規制振装置の設置、撤去材処分等ケーブル制振装置取替工の施工に要する材料・労
力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を
含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (8)	ケーブル制振装置取替工	
	A	箇所

2 1 - 1 7 路上作業安全講習

2 1 - 1 7 - 1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し
共有するために行う講習をいう。

2 1 - 1 7 - 2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は下記のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回当たり50人以内
- (2) 講 師 (株)ネクスコ・サポート新潟 社員
- (3) 費 用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、 危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降 方法、資機材の荷下ろし・荷揚げ方法、発煙筒の 使用方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1「安全対策」(5)に示す、当該月の安全
に関する研修・訓練等に含まないものとする。

2 1 - 1 7 - 3 受講対象者

受講対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 監理技術者
- (4) 保全安全監理者

2 1 - 1 7 - 4 路上作業安全講習申込書の提出

受講にあたっては、監督員から受領した工事打合簿に基づき、路上作業安全講習申込書を(株)ネクスコ・サポート新潟 安全教育課に提出する。

また、路上作業安全講習後、下記の書類を監督員へ提出するものとする。

- ・「路上作業安全講習受講証明書」（写し）
- ・「路上作業安全講習受講者名簿」
- ・「信憑書類」

2 1 - 1 7 - 5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

2 1 - 1 7 - 6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(9)	路上作業安全講習	回

2 2. 補足事項

2 2 - 1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 着手時に実施する事前調査の結果により施工方法、使用材料、施工範囲等を変更及び追加する場合がある。
- (2) 橋梁桁端部のコンクリート補修の施工について、狭小部の施工が困難であると監督員が認めた場合において、橋台橋座部のコンクリートはつり工を追加する場合がある。

2 2 - 2 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章「表 1 - 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
剥離剤用養生設備工	塗膜剥離剤による有害物質を含む既存塗膜の除去工の施工に必要となる、固定足場の床面及び側面に、シート張防護に要する費用をいう。
剥離剤用環境対策資機材	塗膜剥離剤による有害物質を含む既存塗膜の除去工の施工に必要となる、クリーンルーム（フィルター交換に要する費用を含む）及び負圧集塵機（フィルター交換に要する費用を含む）の設置に要する費用をいう。
剥離剤安全衛生保護具	塗膜剥離剤による有害物質を含む既存塗膜の除去工の施工に必要となる、呼吸用保護具（送気装置を含む）、化学防護服、防護手袋、化学防護長靴に要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。
足場工費 1	漆山橋、国見橋、新津高架橋の施工（コンクリートはつり工、断面修復工等）に必要な固定足場、防音シートに要する費用をいう。
足場工費 2	荒井川橋の施工（鋼部材補修工、伸縮装置補修工）に必要な固定足場、板張り防護、ブラスト用および塗装用シート張り防護に要する費用をいう。
移動足場工費 1	荒井川橋、漆山橋、国見橋の施工（検査路撤去設置工、排水管撤去設置工）に必要な移動足場に要する費用をいう。
移動足場工費 2	ときめき橋の施工（ケーブル制震装置取替工）に必要な移動足場に要する費用をいう。

2 2 - 3 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」に規定する、工事記録情報については次のとおりとする。

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-3）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2 2 - 4 災害協力業務

本工事期間中に工事箇所の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

2 2 - 5 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

2 2 - 6 間接工事費の変更

2 2 - 6 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者協議し定めるものとする。

2 2 - 6 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 2 - 6 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-4）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-4）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 2 - 6 - 4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-5）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－6）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額に関する協議書により受注者は、間接工事費増加費用の負担額同意書（様式－7）を監督員に提出するものとする。
- なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

2 2－6－5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 2－6－6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－4）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－4）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 2－6－7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

2 2－6－8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

2 2－7 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、又は、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票の提出について（別添－3）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

2 2 - 8 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 8 年 7 月 東日本高速道路㈱）を参考にするものとする。なお、当該ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf

2 2 - 9 社会情勢の変化に伴う費用の協議

2 2 - 9 - 1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

2 2 - 9 - 2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、2 2 - 9 - 1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

2 2 - 1 0 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

令和 年 月分工事履行報告書

(工事名) 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

受注者

現場代理人

契約金額

工 期 自) 令和 年 月 日 (600日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工	1式						
コンクリートはつり工	146㎡						
断面修復工	146㎡						
鋼部材補修工	204kg						
伸縮装置補修工	1箇所						
雑工	1式						
跡片付け	1式						
全 体							

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名		北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

標記工事について、特記仕様書「2 3－6 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

標記工事について、特記仕様書「2 3－6 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期	自) 令和 年 月 日
	至) 令和 年 月 日
2) 変更工期	自) 令和 年 月 日
	至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ￥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

様式－ 5 （別添）

変更間接工事費計画書

（工事名） 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

様式－ 6

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用見積書

(工事名) 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり
見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

様式－ 7

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事

令和 年 月 日付け
同意いたします。

号を協議のありました間接工事費増加費用の負担額については

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

$$\text{削減されるCO2排出量(t)} = \blacksquare \blacksquare \text{L/h} \times \blacktriangle \blacktriangle \text{h} \times \text{単位発熱量(GJ/kL)} \times \text{CO2排出係数(t/GJ)} \\ = \star \star \text{t}$$

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	北陸自動車道 R 8 新潟管内橋梁補修工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施 するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

=★★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

危険物等チェックシート①

工事名

北陸自動車道 R8新潟管内橋梁補修工事

受注者名

事務所

保管場所名

年 月 日時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー 及び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	ベンジルアル コール 含有の有無	ジクロロメタン が重量で1%以 上含有	備考(使用方法は 施工計画書に明 記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性 液体量	可燃性 固体量				
			指定数量:200 ^ℓ (例)都条例5分の1 40 ^ℓ	指定数量:1,000 ^ℓ (例)都条例5分の1 200 ^ℓ	指定数量:2,000 ^ℓ (例)都条例5分の1 400 ^ℓ	指定数量:6,000 ^ℓ (例)都条例5分の1 1,200 ^ℓ	指定数量: 2,000 ^ℓ	指定数量: 3000kg				

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：	実施者氏名：

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。

- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。

- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。

ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

工事名 北陸自動車道 R8新湊管内橋梁補修工事

受注者名

事務所

※チェックした年月日を箱内に記入

現場確認

实施者氏名：

实施者氏名:

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

- ・塗膜除去工開始前に安全パトロールを実施することになっている。
- ・ベンジアルアルコール、ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じている。
- ・ベンジアルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業において作業員の常時、状況把握の体制を構築している。
- ・ベンジアルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去工について、近接した位置で同時作業とならない作業計画としている。

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。
- ・使用する剥離剤の有害危険性について根拠資料とともに記述している。
有害危険性のある物質のうち、ベンジルアルコール、ジクロロメタンの含有について「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器(照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械)は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・ベンジアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用するものとしている。
- ・ベンジアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用するものとしている。
- ・ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク(有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品)を使用するものとしている。
- ・防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換することとしている。
- ・ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用するものとしている。
- ・保護具として、防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴・シューズカバーを使用している。

また、適正な使用方法、期間、回数で使用している。特に防毒マスクは、吸気管が破過して除毒能力が無くならないよう、使用時間を厳格に管理している。

- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する送気マスク、防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等を使用するものとしている。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防炎性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱上の注意事項を表示している。
- ・作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行っている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト

工事名 北陸自動車道 R8新湯管内橋梁補修工事 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

施工計画書 現場確認

実施者氏名:	実施者氏名:
--------	--------

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガス、中毒性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガス、中毒性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。
- ・剥離剤にジクロロメタンが重量で1%以上含有している場合は、以下の対策を講じている。(特化則に基づく義務を有する項目で、罰則有り)
 - ①有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、労働者の指揮や保護具の使用状況の監視を行っている。
 - ②ジクロロメタンの名称、ジクロロメタンが人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業場の見やすい場所に掲示している。
 - ③作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設け、稼働している。
ただし、その配置が困難又は作業時間がおおむね3時間以内である場合は、全体換気装置を設け、稼働させることでもよい。
 - ④作業者には防護眼鏡並びに不浸透性の防護衣、防護手袋及び防護長靴を使用している。
 - ⑤洗顔、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び選択のための設備を設けている。
 - ⑥剥離された物にもジクロロメタンが含まれているので、運搬又は貯蔵するときは、堅固な容器に入れる又は確実に包装した上で、見やすい箇所にジクロロメタンの名称や取扱い上の注意事項を表示している。
 - ⑦ジクロロメタンを含む剥離剤の取扱い作業に常時従事する労働者に対しては、ジクロロメタンに関する健康診断を6月以内ごとに実施している。
 - ⑧ジクロロメタンを含む剥離剤の取扱い作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに当該労働者の氏名、従事した作業の概要や期間等を記録し、30年間保存している。

5)危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

6)現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7)最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充滿時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト

工事名 北陸自動車道 R8新潟管内橋梁補修工事 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

施工計画書 **現場確認**

実施者氏名:		実施者氏名:	

・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8)作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に剥離剤に含まれる化学物質の有害性、作業上の注意点(特に、保護具等の適正使用、火災安全に関する安全)並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

殿

実績価格調査票の提出について

番号	項目 番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								